ネット通販、契約内容よく確認
健康食品「お試し」のはずが定期購入

食べたり飲んだりするだけで「腰痛・ひざ痛改善」「ダイエット」「バストアップ」ができると宣伝される健康食品。ホームページや会員制交流サイト（SNS）経由で広告を見て、お試しのつもりで安価で購入したところ、実際は定期購入契約だったとの相談が急増しています。

▼ネットサイトで500円でお試しができる酵素健康食品を申し込んだ。初回の代金を支払った翌月、同じ商品が正規値段の請求書とともに送付され、4 回は絶対に解約できない定期購入となっていた。サイト広告をよく見たら、小さな文字でその旨の記載があった。（60代：女性）

▼高校生の娘が「バストアップできる健康食品」を 980 円のお試し価格で購入した。2回目が届いたので問い合わせると、5回の定期購入で規約にも記載があると言われた。2 回目以降は 4,980 円で高校生の小遣いでは支払いは無理。解約できないか（40代：女性）

▼ネット通販で「初回無料」のお試しサプリメントを取り寄せた。その後もサプリメントが送付されたが、摂取すると体調が優れないため、継続する気はない。解約したいが、業者に電話が繋がらない。（50代：女性）

「お試し価格」「初回無料」などをうたった健康食品、化粧品などの定期購入に関する相談は、2011 年度は 520 件だったものが、2015 年度はその 10 倍以上の 5,620 件に増えています。

通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。事業者が返品の可否や返品期限などに特約を設けている場合は、それに従うことになります（特約がない場合、商品を受け取った日から 8 日以内であれば送料購入者負担で返品可）。

また、トラブルになる契約は

①定期購入の表示が分かりにくい

②解約できない旨の表示が分かりにくい

③解約を申し出ると通常価格が請求される

④事業者への解約申し出が困難

などの問題があります。定期購入の場合、2 回目以降を解約金等の負担なしで解約することは困難です。注文前に購入条件を確認し、注文画面や新聞広告の保存をしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話０５８－２７７－１００３です。

（開設時間：平日８：３０～１７：００）

土曜日は電話相談（９：００～１７：００）のみ受付

消費者ホットライン　１８８（いやや）

※　上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※　０５７０－０６４－３７０も引き続きお使いいただけます。

Ｈ２８．７．２８　岐阜新聞